

会則  
グリーンフォーラム

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「グリーンフォーラム」(以下「本会」という。)と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、日刊工業新聞社本社(東京都中央区日本橋小網町14-1)とする。事務局は同社が担務する。

(目的)

第3条 本会は、地球環境と経済の共生を目指し産業界に具体的なプラン・情報を発信するともに、環境経営におけるグローバルな企業対応の必要性と具体策を追求する。

(事業)

第4条

1. 本会は、前条第1項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究会やシンポジウム、視察会、会員相互の情報交換など環境経営に関する事業
- (2) その他(1)に付随する関連事業

2. 本会で企画し決定した具体的な事業については、日刊工業新聞社が行うものとする。

第2章 会員

(資格)

第5条 本会の会員は、第3条の目的に賛同する法人または個人とする。

(入退会)

第6条

- 1. 本会に入会しようとするときは、入会申込書またはこれに準ずる書類を事務局に提出するものとする。
- 2. 本会を脱退する場合は、前年度までに事務局へ届けなければならない。
- 3. 本事業にそぐわない会員については、運営委員会の決議により退会扱いとすることがある。

(種類)

第7条

- 1. 会員の種類は、学界会員、産業界会員とする。
- 2. 学界会員は、本会を牽引する企画推進の立場として研究会への参加資格をもち、産業界会員は主体的に携わる立場として、研究会、シンポジウム、視察会への参加資格をもつ。

### 第3章 組織

#### (会議)

第8条 本会の会議は運営委員会とし、必要に応じて専門分科会を置く。

#### (役員)

#### 第9条

1. 本会に次の役員と事務担当者を置く。

- (1) 座長 1名
- (2) 企画推進(学界) 委員 若干名
- (3) 事務局 1名

2. 専門分科会に次の役員と事務担当者を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 事務局 1名

#### (役員の選出)

#### 第10条

1. 座長は、運営委員会もしくは座長からの推薦を受けたものから選出するものとし、本会会務を統括する。
2. 専門分科会委員長は、運営委員会もしくは委員長から推薦を受けたものとし、分科会の企画推進取りまとめを行うものとする。

#### (役員の任期)

第11条 座長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

#### (成果物・知的財産)

#### 第12条

1. 本会の成果物の著作権は、原則として本会又は寄与者との個別合意に従う。
2. 産業界会員は、会員限定の範囲で成果物を社内利用できる。社外公開・二次配布・商用利用は、事前に事務局の承認を要する。

### 第4章 運営その他

#### (運営)

#### 第13条

1. 本会の運営にかかる費用は、日刊工業新聞社が負担するものとする。
2. 本会で企画し決定した具体的事業にかかる費用は、産業界委員による日刊工業新聞社への本事業に対する協賛金や協賛広告費等をもって賄うものとする。
3. 参加費および協賛金や協賛広告費等は、新年度開始前までに支払手続きを完了するものとする。

#### (事務)

第14条 本会の運営に関する事務は、事務局を担当する日刊工業新聞社が行う。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(会則の改廃)

第16条 本会則の改廃は、運営委員会の承認を受けるものとする。